官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○戸籍法施行規則の一部を改正する省令（法務七）　一
○国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（財務三）　三
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働一八）　三
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産九）　四
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（同一〇）　四
〔法規的告示〕
○事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（厚生労働五一）　四
○事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（同五二）　四
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（同五三）　四
○肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（農林水産二四三）　四
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件（同二四四）　四
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件の一部を改正する件（同二四五）　四
〔その他告示〕
○名古屋飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通三一四）　四
〔官庁報告〕
官庁事項
官報サービスセンターの変更の公表について（内閣府）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

法務省令第七号

民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百三十一条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十六日

法務大臣　平口　洋

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第五十七条　戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。 ［一～七　略］ 八‖当事者に未成年の子があるときは、親子交流、監護の分掌及び養育費の分担についての各取決めの有無 九‖親権者の定めをしたときは、離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した旨 ②　［略］	**第五十七条**　戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。 ［一～七　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ②　［同上］

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。